

平成27年労第579号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

被災者は、平成○年○月○日に、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社が運営するレストランB（以下「事業場」という。）の店舗において寿司の製造及び接客の業務に従事し、平成○年○月○日より、事業場C店（以下「C店」という。）において店長として、平成○年○月○日より、D所在の事業場E店（以下「E店」という。）において副店長として従事していた。

被災者は、平成○年○月○日、E店内のキッチンにおいて突然倒れ、F病院に救急搬送され、「心停止（心室細動）」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会脳・心臓疾患専門部会（以下「専門部会」という。）

は、平成○年○月○日付け意見書において、被災者は、同年○月○日午後○時○分頃に本件疾病を発症したとしており、当審査会としても、被災者に関する医師の所見からみて、専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む虚血性心疾患等に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を作成しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 異常な出来事への遭遇について

被災者には、決定書理由に説示のとおり、発症直前から前日までの間において、認定基準上の「異常な出来事」に遭遇したとの事実は認められない。

(4) 短期間の過重業務について

審査官は、会社関係者の申述及び賃金台帳に基づき、決定書理由に説示のとおり、監督署長が算定した被災者の労働時間を修正して算出しており、当審査会としても、その算定は妥当なものと判断するため、決定書理由に説示のとおり、被災者は短期間の過重業務に就労したとは認められない。

(5) 長期間の過重業務について

ア 審査官は、会社関係者の申述及び個人別勤怠一覧表に基づき、決定書理由に説示のとおり、監督署長が算定した被災者の労働時間を修正して算定しているところ、請求人らは、個人別勤怠一覧表は、労働時間算定の適切な根拠資料ではないとして、被災者の出勤時刻をE店勤務時には平日午前10時、土日祝日は午前9時とし、C店勤務時には午前9時として、労働時間を算定し直す旨主張しているため、以下検討する。

イ まず、E店における被災者の労働時間について、平成〇年〇月〇日付け面談調査復命書において、Gは「朝の鍵を開けるのは、基本的に自分とHさんで、たまに店長が早く来て開けることはあるが、被災者が開けることはまずない。」、「被災者はだいたい10時か11時くらいに出勤していた。10時50分から朝礼があるので、その時間にあわせて出勤していたようだ。」、「遅いときは15時くらいの出勤の時もあった。」と述べ、Iは「店長は出勤してもタイムカードを押さずに仕事をしたり、タイムカードを押した後に仕事をしていることはあるが、被災者は基本的にそのようなことはない。」と述べている。

そこで、審査官が算定した労働時間集計表をみると、被災者の出勤時刻について上記申述との間に大きな乖離はなく、一定の信憑性が認められることから、E店における労働時間について、当審査会としては、審査官の算定した労働時間を妥当であると判断し、請求人らの主張は採用できない。

ウ 次に、C店における被災者の労働時間について、監督署長は、当時の関係労働者に本再審査請求後において改めて聴取したところ、Jは「平日、被災者は遅くとも午前9時45分までには来ていました。」と述べており、Kは「被災者は遅くとも10時半頃には出勤していたと思います。」と述べ、Lは「請求人は初めの頃は午前9時30分～40分くらいに出勤していたが、Mマネージャーから早く出勤するように言われたので、午前8時30分から午前9時頃には出勤してくるようになりました。」と述べている。

そこで、審査官が算定した労働時間集計表をみると、上記申述と出勤時刻が明らかに異なっていることから、当審査会としては、被災者のC店における労働時間について、個人別勤怠一覧表に基づく労働時間の算定は妥当でないものと判断する。

そのため、仮に、被災者の出勤時刻を請求人らの主張のとおり午前9時とし、被災者の労働時間を推計したところ、発症前4か月目の時間外労働時間数は77時間53分、発症前5ヶ月目の時間外労働時間数は118時間54分、発症前6ヶ月目の時間外労働時間数は120時間56分となる。

エ 上記イ及びウに基づき、被災者の労働時間を再度算定したところ、発症前6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間は、最長でも約70時間と算定された。

オ よって、請求人らの主張を勘案した場合であっても、発症前6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間はおおむね80時間を超えず、被災者が長期間の過重業務に就労したとは認められない。

(6) 被災者の病状について

請求代理人は、被災者は、平成○年に拡張型心筋症と診断された後、平成○年○月に長時間労働による業務負荷によって当該基礎疾患を増悪させて慢性心不全を発症し、その関連で、本件疾病が発症した旨主張している。

しかしながら、被災者は、診療録等によれば、既に平成○年以降継続してN医療センター及びP病院において心不全に対する投薬治療を受けていたことが認められる。また、被災者は、平成○年○月に心不全によりP病院に入院し、退院した後は、投薬治療を継続しつつ以前の業務に従事しており、本件疾病発症直前である平成○年○月○日のP病院診療録によれば、特段の自覚症状の悪化を示す記録はなく、同月○日に至って、浮腫、動悸等を主訴に、Qクリニックを受診していることが確認できる。

したがって、被災者は、平成○年以降慢性的に心不全の状態にあり、治療継続中のところ、同日に至って心不全の悪化を来とし同月○日に本件疾病を発症したものと判断することが妥当であり、当審査会としては、請求人らの主張を採用することはできない。

(7) リスクファクターの評価等

ア 被災者は、専門部会の上記意見書のとおり、本件疾病の発症時において、拡張型心筋症による慢性心不全状態であり、本件疾病の発症のリスクが高かったものと判断される。

イ 被災者は、健康診断個人票及び一連の診療録に記載のとおり、肥満症、糖

尿病、糖尿病性腎症、脂質異常症、高血圧症等の基礎疾患を有していたことが認められる。

- (8) 以上を総合すると、被災者は、本件疾病発症直前から前日までの間において異常な出来事に遭遇したとは認められず、また、短期間及び長期間の過重業務に就労したとも認められないことから、本件疾病は、業務による明らかな過重負荷を受けたことにより発症したとは認められず、業務上の疾病には該当しない。

- 3 以上のことから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。